

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1-1. はじめに

(1) 歴史

本町は、群馬県の南東部に位置し、県内では一番面積の小さい自治体となっています。歴史を遡ると、行政面においては明治22年(1889年)に町村制が施行され、本地域には本町の前身である「小泉町」と「大川村」が誕生しましたが、昭和32年(1957年)の町村合併に伴い、現在の「大泉町」が誕生しました。

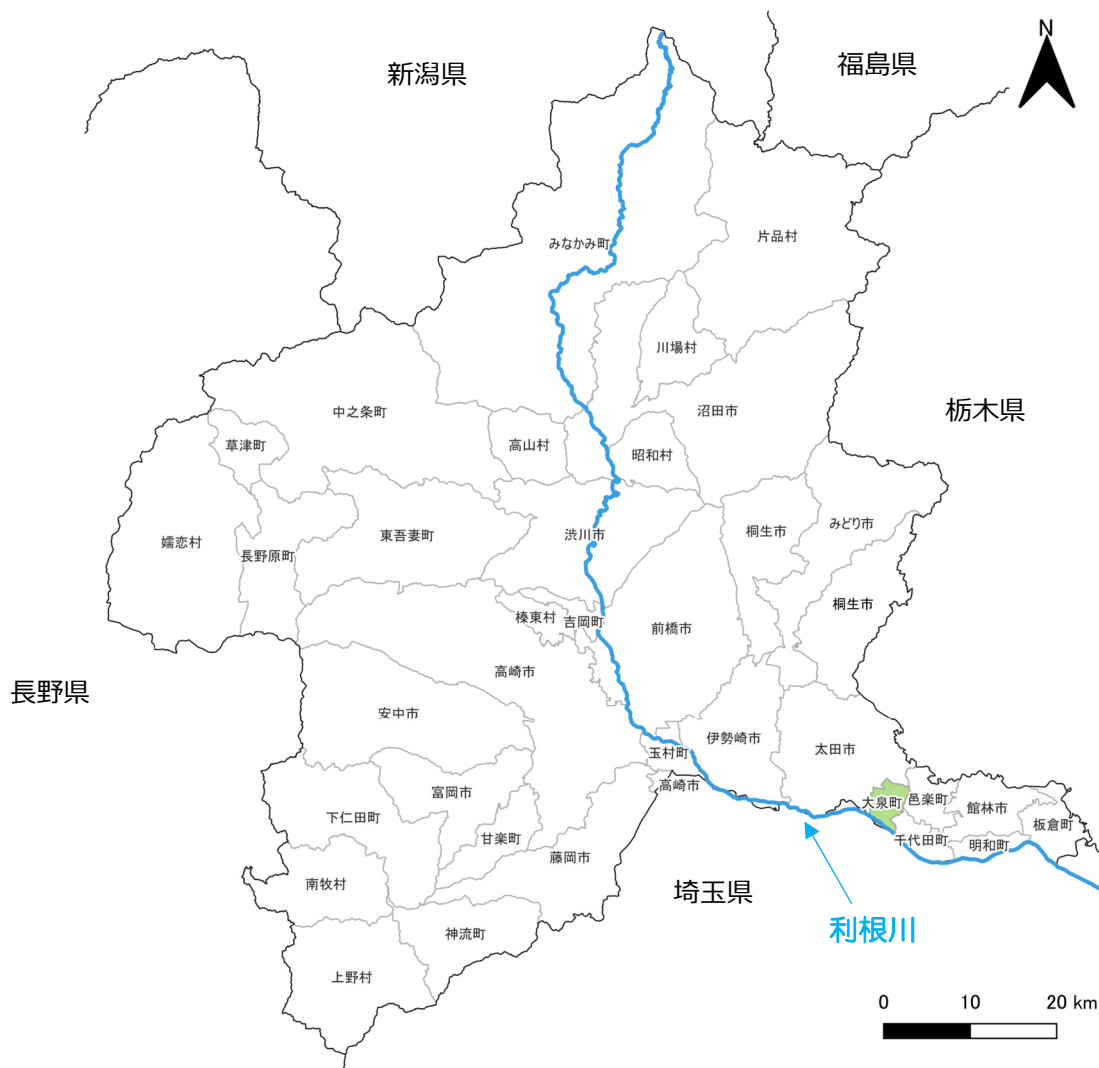
また、交通面においては、明治時代に現在の東武小泉線の一部が開通し、産業面では、大正時代に民間の飛行機産業である中島飛行機製作所が開業し、日本の一翼を担う工業都市への一步を踏み出しました。その後は太平洋戦争を経て、日本は終戦となりましたが、戦後の町では、旧中島飛行機製作所の跡地を活用し、電機産業や自動車産業などが中心となって、高度経済成長を背景に北関東を代表する工業都市としての成長を遂げました。

その後、平成2年(1990年)には出入国管理法の一部が改正され、「定住者(※)」の在留資格が創設されたことに伴い、現在は町の人口の約2割を外国人が占めています。

※ 定住者

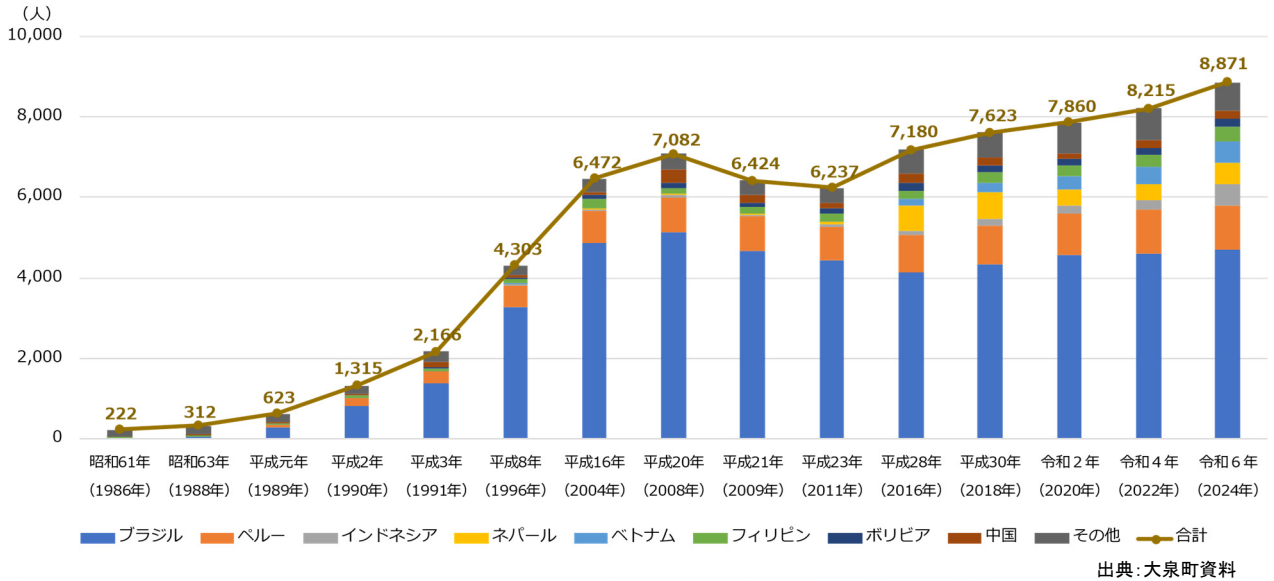
法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

《 図1-1 広域図 》



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)

《 図1-2 外国人人口の推移 》



出典：大泉町ホームページ(西小泉駅前(左：昭和40年代後半(1960年代後半～1970年代前半)、右：令和5年(2023年)))

(2)背景

日本では、急激な人口減少や高齢化といった人口構造の変化に加え、頻発化・激甚化する自然災害の発生、市街地の拡散・低密度化など社会状況は大きく変化し続けています。このような状況を踏まえ、持続可能なまちを形成するとともに安全安心なまちづくりを推進することが求められています。

町では、将来のまちづくりの方向性を定める「第二次大泉町都市計画マスタープラン」(以下「都市計画マスタープラン」という。)において、これらの社会情勢の変化に対応するべく、都市計画(①土地利用に関するもの、②都市施設の整備に関するもの、③市街地の一体的な開発・整備を目的とするもの)に関する基本的な方針を定め、目指すべき都市の将来像である「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」の実現に向けて取り組んできました。

なお、都市計画マスタープランで定められている都市の将来像については、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」で掲げる将来都市像が根底に踏まえられています。

(3)立地適正化計画

今後のまちづくりにおいて、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、「コンパクト・プラス・ネットワーク(※)」の考え方にに基づき、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を図る制度として、立地適正化計画(以下、「本計画」という。)が創設されました。その後、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に対して、都市の防災に関する機能を確保するため、令和2年(2020年)に同法が一部改正され、本計画に防災指針を定めることとなりました。

第1章 計画の概要

※ コンパクト・プラス・ネットワーク

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにする考え方

(4) 必要性及び目的

利根川などの河川の想定最大規模降雨時に町の広範囲が浸水想定区域になっています。さらに令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生したことにより、令和5年12月に群馬県は休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路流域を「特定都市河川(※)」及び「特定都市河川流域」に指定しました。これに伴い、群馬県や関係機関で構成する休泊川流域水害対策協議会では、河川改修等のハード整備に加え、本流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための「休泊川流域水害対策計画」を令和7年5月に策定しました。

また、この計画では、流域における河川の安全度(治水安全度)の早期かつ確実な向上を図ることを目指しており、本町でも都市側と河川側において、水害に強いまちづくりを目指すため、防災に関する各計画と整合や連携を図った本計画の策定が必要となります。

※ 特定都市河川

浸水被害が発生する可能性が高い都市部を流れる河川の流域において、市街化の進展により浸水被害の防止が困難で、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定した河川のこと。

《 図1-3 特定都市河川 》

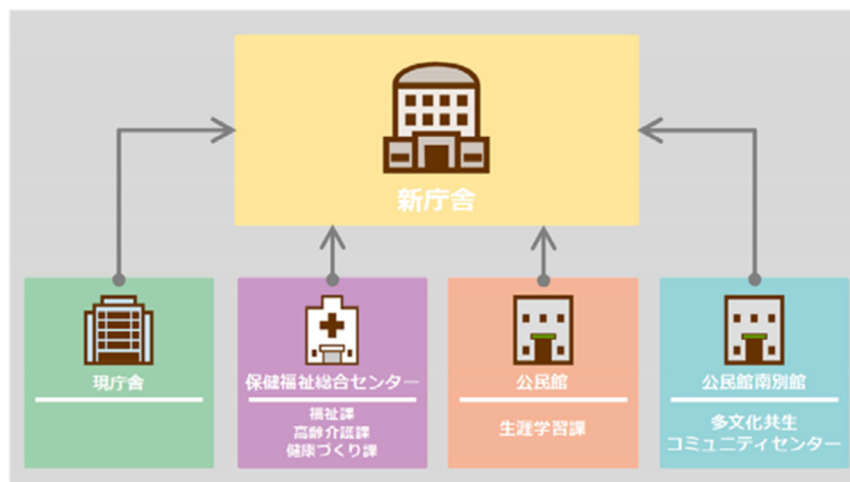


次に、町では、役場庁舎の今後のあり方をまとめた「新庁舎整備の基本的な考え方」を策定し、町の方向性を定めています。その中で、現在の庁舎が抱える課題の解決と、更なる住民サービスの向上や防災機能の強化、デジタル化への対応として、庁舎建設に必要な要件を具体的に整理し、今後の設計や工事を進める上での根幹となる「大泉町庁舎建設基本計画」を策定し、新庁舎建設事業を進めています。

町の面積の大半が面的整備等をされており、既にコンパクトなまちが形成されている中で、居住機能や都市機能の誘導を図り、更に生活利便性の高い持続可能なまちを形成するため、立地適正化計画の策定が求められています。

以上を踏まえ、本町としても関連計画との整合や連携を図りながら、医療、福祉、商業等の都市機能の誘導や集約を行い、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるような居住環境を形成することに加え、防災等の観点も考慮した上で、「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」の実現を図ることを目的とした「大泉町立地適正化計画」を策定します。

《 図1-4 庁舎の配置予定イメージ 》



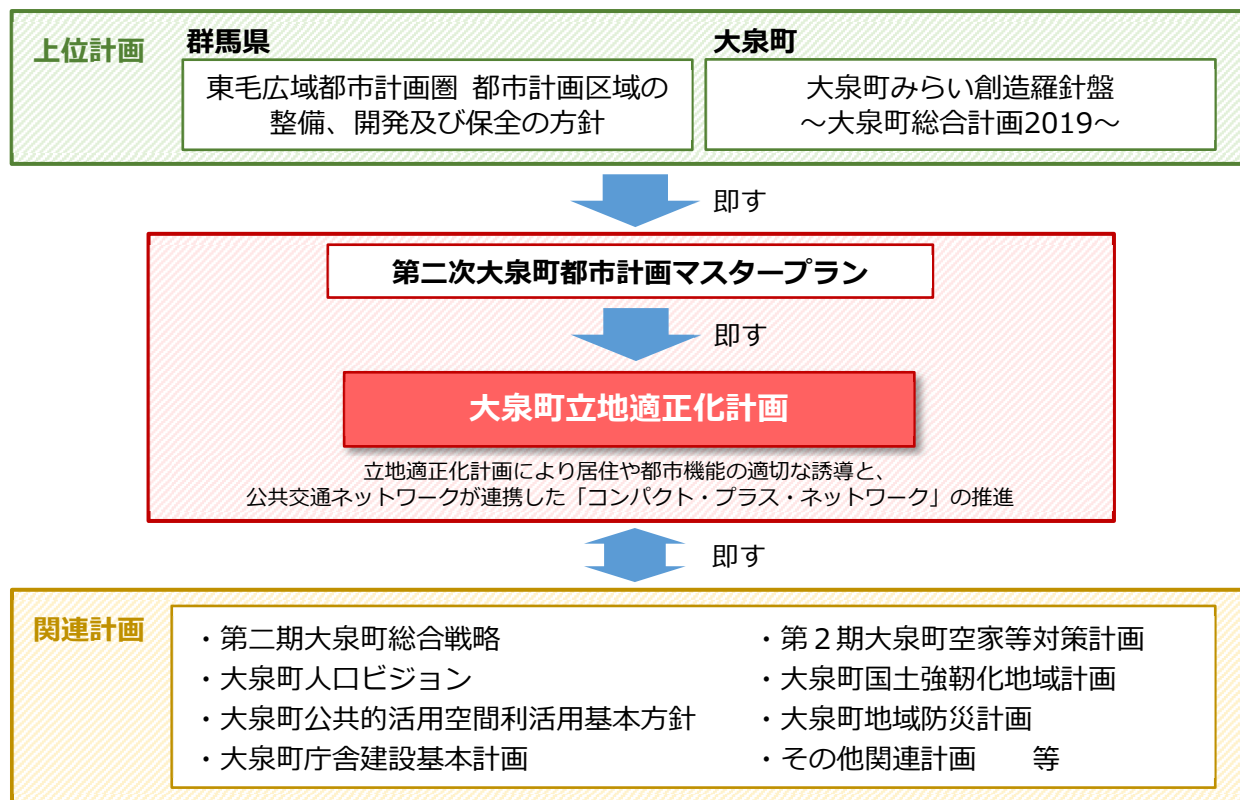
出典：大泉町庁舎建設基本計画

1-2. 各計画との関係性・位置付け

本計画では、都市全体の観点から、居住環境、医療、福祉、商業等の都市機能の立地に加え、公共交通に関する検討を行います。

本計画は、都市再生特別措置法第81条の「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めます。そのため、群馬県が策定する「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)や、本町の最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」に即するとともに、関連する各計画との整合、連携を図る必要があります。

《 図1-5 各計画との関係性 》



1-3. 前提条件

本計画を策定するにあたっての前提条件は、以下のとおりとします。

(1) 計画期間及び見直し

本計画は、将来の都市像を展望した上で、中長期的な取組により、緩やかに都市構造の転換を図る必要があることから、計画期間は令和8年度(2026年度)から令和28年度(2046年度)までの概ね20年間とします。

また、本計画については概ね5年ごとに見直しすることが望ましいとされていることから、社会情勢の変化や総合計画をはじめとした各計画の改訂が行われた際は、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画区域

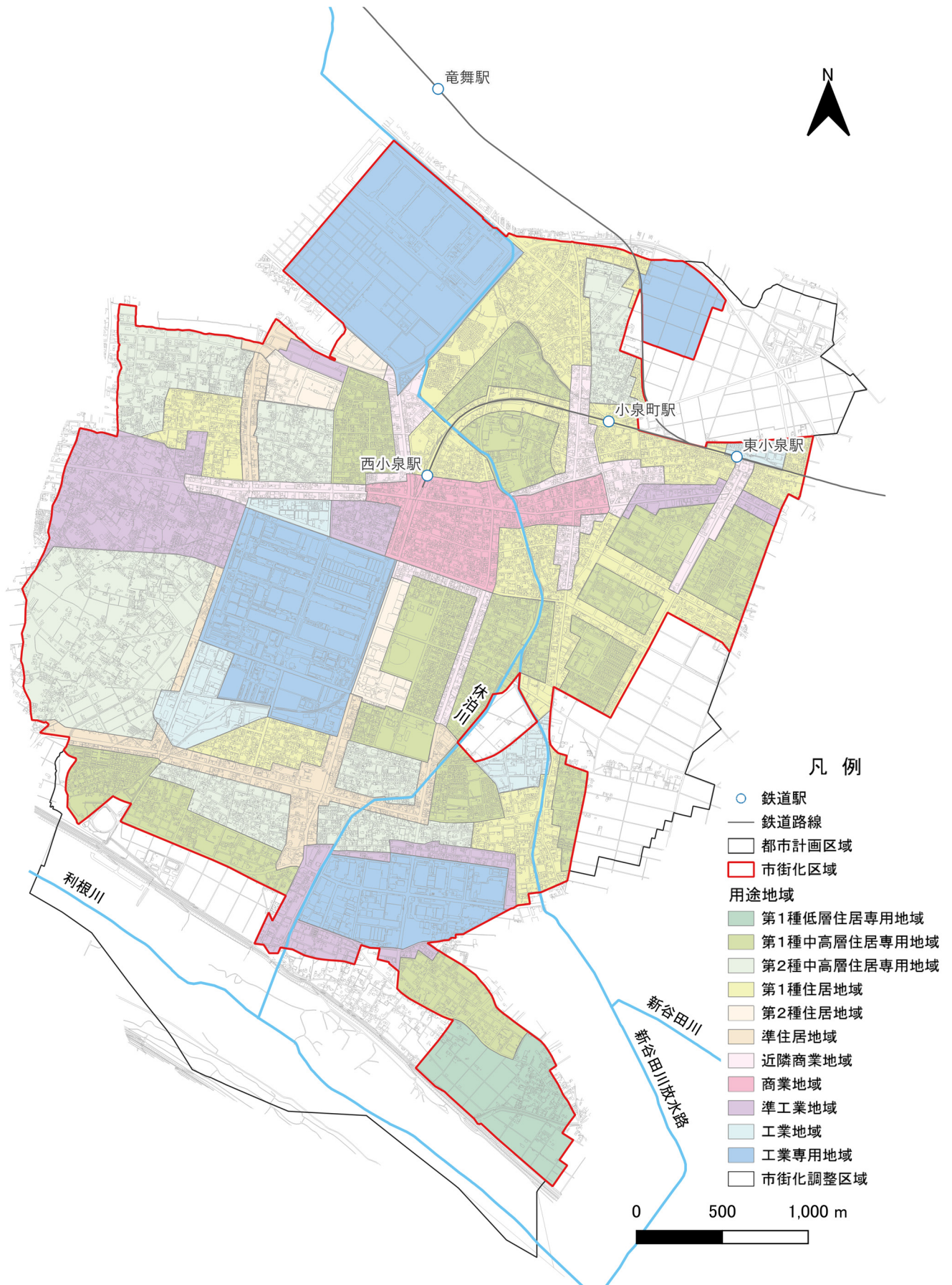
本計画の計画区域は、大泉町全域を対象とし、都市機能誘導区域や居住誘導区域については、市街化区域内に設定します。

(3) 関係機関との連携

本計画では町単独の取組に加え、群馬県や関係機関との取組も必要になってくることから、更なる連携を図っていくことにより、持続可能なまちづくりを推進していきます。

【参考】用途地域図

《 図1-6 用途地域 》



出典：国土数値情報(令和6年(2024年)時点)、大泉町資料

1-4. 計画全体の構成

本計画で記載する事項とその内容は、以下のとおりとします。

第1章 計画の概要

本計画を策定する背景と目的、各計画との関係性と位置付け、前提条件などを示します。

第2章 町の現況と都市構造上の課題

本計画を検討する上での前提となる現況や、都市構造上の課題を示します。

第3章 目指す将来都市像

町の現況分析や都市構造上の課題の抽出、上位関連計画に示されるまちづくりの方向性の整理をした上で、「居住」、「都市機能」、「公共交通」、「防災」の4つの視点から、将来にわたり持続可能なまちの形成のために本計画では目指すべき将来の都市像を示しています。

第4章 居住誘導区域

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を図る区域です。原則、用途地域内に設定します。

第5章 誘導施設・都市機能誘導区域

誘導施設とは、都市機能誘導区域内の役割や都市規模、後背人口(※)、交通利便性、地域の特性等を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便性のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定します。

都市機能誘導区域とは、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。原則、居住誘導区域内に設定します。

※ 後背人口

ある都市から経済的・社会的な影響を受けている周辺地域の人口のこと。

第6章 公共交通ネットワーク形成の考え方

現在の公共交通ネットワークを踏まえ、今後も維持や充実を行っていくために必要な施策の整理と将来の公共交通のネットワーク形成方針を設定します。

第7章 防災指針

誘導区域内における災害リスクを可能な限り、回避又は低減を図るため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能を確保するための指針を示しています。

第8章 誘導施策

居住誘導区域内や、都市機能誘導区域内への居住や都市機能の誘導を図るために必要な施策を整理しています。

第9章 目標指標と進行管理

概ね5年ごとに施策の実施状況等についての調査、分析及び検証を行うため、目標値等を設定しています。

《 図1-7 各区域等の関係性 》

